

令和 6 年度 第 2 回青森県地球温暖化対策推進協議会

日時：令和 6 年 11 月 26 日（火）10:30～12:00

場所：青森県庁北棟 7 0 9 会議室

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から「令和 6 年度第 2 回青森県地球温暖化対策推進協議会」を開催します。

開会にあたりまして、青森県環境エネルギー部次長の山舘から御挨拶申し上げます。

（山舘次長）

皆さん、おはようございます。環境エネルギー部次長をしております山舘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様には、本県の環境行政全般にわたりまして、日頃から格別の御理解、御支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、我が国では、御存知のとおり 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県、市町村、地域企業、住民といった地域自らが主体的に課題を解決し、地方創生、脱炭素を同時に実現する「地域脱炭素」という取組が求められており、その中でも、再生可能エネルギーの最大限の活用が必要不可欠とされております。

一方で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、景観、野生生物、生態系等の自然環境、騒音等の生活環境や土砂災害への影響など、様々なトラブルや懸念が全国で生じており、これらへの適切な配慮も全国的に重要な課題となっている現状にあります。

そこで本県では、再生可能エネルギーと地域とが持続可能な形で共存共栄するための自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度という新たな仕組みの検討を鋭意重ねているところでございます。

本日の会議では、この共生制度の検討状況を御説明させていただきますとともに、制度と一体的に運用をすることになります「地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域に関する県基準」を県の地球温暖化対策推進計画の別冊として策定するため、その案について御協議をいただくこととしております。

また、本日は、これに関連して、新たに委員に就任された、八戸工業高等専門学校の重先生から、「地域脱炭素実現に向けた地方公共団体による取組について」と題しまして、お話をいただきます。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の出席者について参加者名簿に基づきまして、紹介させていただきます。

本日は工藤委員及び成田委員が欠席、重委員、藤田委員がオンライン参加となっております。

次に、委員の交代がありましたので、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

八戸工業高等専門学校准教授の重浩一郎委員です。

重委員は、地方における持続可能な脱炭素化などをテーマに研究されており、環境政策、まちづくり分野からの学識経験者として委嘱させていただきました。

本日はオンラインでの参加となっておりますが、重委員から一言御挨拶お願いできますでしょうか。

(重委員)

八戸高専の重と申します。後ほど、話題提供させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

重委員の任期は、前任委員の残任期間でございます、令和7年7月21日までとなります。

それでは、議事に移ります。

本協議会設置要綱第5第2項の規定に基づきまして、神本会長に議長として議事進行をお願いしたいと存じます。神本会長、どうぞよろしくお願い致します。

(神本会長)

おはようございます。

それでは、これからは私の方で議事を進めて参りますのでよろしくお願い致します。

議事の一つ目として、職務代理者の指名を行います。退任された武山委員を職務代理者として指名しておりましたので、設置要綱第2第4項の規定に基づき、後任の職務代理者を指名することにいたします。

私からは、折田委員を職務代理者として指名いたしますが、よろしいでしょうか。

(折田委員)

はい、お引き受けいたします。よろしくお願い致します。

(神本会長)

それでは、どうぞよろしくお願い致します。

議事の2つ目に入ります。

7月に開催した第1回協議会において情報提供がありましたが、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」のその後の検討状況について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

環境政策課長の上村です。

私から共生条例の骨子案について御説明いたします。

前回、7月に開催した第1回協議会では、第3回有識者会議での検討状況について情報提供を行いました。その後、検討を継続して進めており、本日は、11月2日に開催した第5回有識者会議でお示しした骨子案について御説明いたします。

現在も引き続き検討は続いておりますので、現時点での案としてその考え方などを説明したいと思います。

資料1の3ページを御覧ください。

改めて共生条例の目的について御説明します。

本条例は、再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、自然環境との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進することを目的としており、必ずしも規制目的の条例ではなく、再エネの導入促進を目的としているものです。

4ページを御覧ください。

共生のための2つの手法ということで、アとしてゾーニング、イとして合意形成手続を記載しております。

この考え方については前回もお示しましたが、この2つの手法で自然・地域との共生を図ることとしております。

7ページを御覧ください。

対象事業及び事業区域についても、前回の説明と考え方は変わっておりません。風力または太陽光発電設備を陸域に設置し、発電する事業を対象とします。

8ページを御覧ください。

対象とする発電所の規模要件は、風力発電所については500kW以上、太陽光発電所については2,000kW以上。こちらについても前回の説明から変更はありません。

11ページを御覧ください。

ゾーニングについては、県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分します。

保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域であり、再生可能エネルギー事業を計画できない地域としております。

保全地域は、未来に継承するために保全すべき地域であり、共生区域となる場合を除いて、事業を計画できない地域としております。つまり共生区域となることで事業が認められる

地域であり、保護地域及び保全地域以外の地域が調整地域となります。

共生区域とは、地域との共生を図りながら再エネを促進するべきという考え方のもと、知事が認定した区域や、この後御検討いただく温対法の促進区域、あるいは農山漁村再エネ法の設備整備区域、こういった区域を共生区域とすることで検討を進めています。

次の12ページでは、そのゾーニングの考え方を示しています。

(1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの。こういった地域をゾーニングします。区域境界が明確であるもの。

(2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの。例えば、各種調査等により、一定の範囲が示されているが、その区域境界が明確にされていない、動植物等の情報、具体的には、植生自然度等、いろんな調査情報などがありますが、こういったものはゾーニングできないので、ガイドラインにより明示していくこととしています。

(2) については、ゾーニングとしては示さないものの、事業計画に当たって配慮を求める事項として、ガイドラインに示していくこととしています。

それから(3) 場所や地点は設定されているが、エリアとしての設定がないもの。これもゾーニングすることは適当ではないため、(2) と同様にガイドラインで明示し、事業計画の際に配慮を求めるという考え方にしております。

14 ページを御覧ください。

具体的なゾーニングの設定についてです。

保護地域、保全地域、それぞれ御覧のとおりですが、環境アセスメントデータベース「E ADAS」の情報をもとに設定を行っております。

ゾーニング設定については、有識者会議においても様々な考え方がございました。この条例の検討に当たって、開発と保護のバランスが重要であると考えておりますが、未来に継承すべき自然環境の保全という目的を踏まえて、委員の皆様の御意見を伺いながら設定しています。一方、保全地域についても、先ほども申し上げた開発と保護のバランスを考慮して、共生区域に限り事業計画を認めるという仕組みを検討しているところです。

15 ページを御覧ください。

それぞれの区域を本県のマップに落とし込むと、このようなゾーニングとなるというイメージを示しています。

赤色が保護地域、オレンジ色が保全地域、色が付いていないところが調整地域となります。

かなり保全地域の面積が広がっていますが、自然環境、景観、歴史・文化の保全という観点からこのようなゾーニングとなっています。

これまでの有識者会議における検討を経て、ゾーニングの考え方については概ね御了解を得られている状況です。

16 ページを御覧ください。共生区域についてです。

保全地域又は調整地域のうち、市町村が再エネと共生または促進を図るために設定した区域については、市町村からの認定申請により、県が共生区域として認定します。

温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域については、認定ではなく、県への届出により共生区域とすることを考えています。

18 ページを御覧ください。合意形成プロセスについて御説明します。

(2) に全体イメージを記載していますが、真ん中に現行制度の環境影響評価手続があります。その前後に、新たにプロセスを設けることがポイントです。

左の環境影響評価手続前については、立案段階のできるだけ早期に、住民との意見交換会を開催して合意形成プロセスをスタートさせるという新たな手続を設けています。

右の環境影響評価手続後については、最終的な事業計画について住民に説明の機会を設けることとし、県が最終的に事業計画の認定をするというプロセスになります。

これらのプロセスをさらに具体的に図示したものが、次の 19 ページです。

共生区域について、合意形成プロセスの上段に黄緑色で示しておりますが、知事の認定ではなく届出によるものとして手続の簡略化を図っています。

21 ページを御覧ください。

この条例の実効性を担保するための手法について記載しています。

アの事業者への勧告、イの不認定事業者の公表のほか、ウとして許認可権者への通知を考えています。ウについては、再エネ特措法や電気事業法など関係法令の許認可権者に対して本条例において不認定となった旨通知することで、関係法令の許認可の際にはそれを踏まえて判断していただくというものです。

エとして罰則の設定、これは行政罰、過料の設定を検討しています。

最後にオとして再エネに係る新税の創設を検討しています。共生条例と一体としてその政策効果の実効性を高めることを目的として、新税の創設を検討しているところです。

23 ページを御覧ください。その他として、経過措置の取り扱いについてです。

①として、条例施行時点において環境影響評価手続を開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用します。

②として、条例施行時点において環境影響評価書の公告を開始している事業、つまりアセス手続が実質終了している事業については、条例の適用外とすることを検討しています。

24 ページを御覧ください。環境影響評価の対象外の事業についてです。

アセス対象外事業については、条例施行時点において、工事計画の届出の有無により取扱いが異なります。

①として、工事計画の届出をしていない事業については、合意形成プロセスを適用します。この工事計画とは、電気事業法に基づく工事計画届出を指します。

②として、条例施行時点ですでに工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とすることを検討しています。

最後、25 ページを御覧ください。

この制度における県、市町村、事業者、県民の役割について記載しています。

市町村にも一定の役割を求めていますし、事業者にもこの制度により地域と共生した

事業計画を進めていただくことを求めています。また、県民に対しても、自然保護だけではなく再エネの必要性についても理解していただくことが必要であると考えています。

以上が現時点での検討状況となります。

最初にお話したとおり、次回の有識者会議は12月中旬を予定しており、継続して検討を進めております。年度内の条例制定を目指し、引き続き有識者会議、それから本日の皆様から御意見も踏まえ、検討を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

今御説明いただいた共生制度の検討内容に対して、本協議会として意見を述べる機会がこれが最後ですので、是非、積極的な発言をお願いします。

御質問、御意見等、オンライン参加の方もどうぞ発言のある時は、お知らせください。

(菅委員)

この協議会と有識者会議はどのような関係性なのでしょうか。

(事務局)

本協議会は、地球温暖化対策推進法に基づいて、様々な御意見をいただき計画の策定等を検討していただく機関です。

後ほど、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の促進区域を定めるための県基準について検討していただきます。この県基準の案は、温対法に基づき本協議会で協議していただくものです。

本県では現在、共生条例の検討を進めており、県基準と共生条例は非常に関連するものになっています。後ほど説明しますが、地域脱炭素化促進制度では、再エネを促進する区域を市町村が設定していくのですが、県基準では、その促進する区域から除外すべき区域や考慮すべき区域を定めることとしています。この除外すべき区域や考慮すべき区域を、先ほどの共生条例のゾーニングの考え方と一致するものとして検討してきました。

従って、共生条例の検討状況を委員の皆様にご説明した上で、この後の県基準の検討につなげていただきたいと思います。

共生条例については有識者会議で御議論いただいておりますが、最終的には環境審議会に諮問し答申をいただく予定です。共生条例を本協議会で検討するという事ではないのですが、促進区域の県基準の協議に合わせて広く各委員から御意見をいただき、今後の共生条例の検討の参考とさせていただきたいと考えています。

目的ごとに会議体を設置する必要があり委員の皆様には分かりにくくなっておりますが、様々な立場から御意見をいただくことが重要と考えておりますので、御了承いただければ

と思います。

(菅委員)

ありがとうございました。

(神本会長)

本協議会の設置目的はあくまでも地球温暖化対策に関する協議です。地球温暖化対策としては、省エネ、再エネ、森林などの吸収源対策、カーボンクレジットなど対策は幾つもありますが、今回のゾーニングは、これから再エネポテンシャルを活用していくに当たって、厳しすぎると再エネの導入が進まないし、緩すぎると自然環境や地域と共生できないというせめぎ合いがあると思います。両方、困らないところに落ち着いているかどうかのポイントの一つであると思います。

それではこの議事については終了とします。最後にも意見交換の時間を取っておりますので、御意見のある方はその際をお願いします。

3つ目の議事に入ります。

先ほど事務局から説明のありました共生制度と一体的に検討を進めておりました地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域設定に関する県基準の案についてです。資料を事前送付いただきましたので、事務局からはポイントを説明していただければと思います。

(事務局)

環境政策課地球温暖化対策グループの泉と申します。

私の方から資料2-1に基づきまして、県基準（案）について御説明します。

1ページを御覧ください。

策定の背景、これは共生制度とも共通するものですが、カーボンニュートラル実現に向けては、再エネの最大限の導入・活用が求められる状況ですが、立地地域とのトラブルなど負の部分クロウズアップされることも多くあります。

この状況を受けて、国において温対法を改正し、地域と共生する再エネ事業を促進するため、地域脱炭素化促進事業制度を創設しました。

地域脱炭素化促進事業制度においては、市町村が再エネの促進区域を設定して、地域にメリットをもたらすような再エネ事業を進めていくこととしております。その促進区域を設定するに当たって配慮しなければならない事項を整理したものが、促進区域設定に係る基準となります。

2ページを御覧ください。

市町村が促進区域に設定してはいけない区域や、慎重に検討すべき区域を環境省令、国の

基準において明示しています。

都道府県は、国の基準に基づいて、自然的条件や社会的条件に応じて必要とされる基準を定めます。国の基準と県の基準を併せて運用することで、その地域の特性に応じた地域脱炭素化促進事業が進められていくという考え方です。

市町村は、国や都道府県が定める基準に従って促進区域を設定していくこととなります。

3 ページを御覧ください。

本県の基準案については、先ほど上村課長から申し上げたとおり、共生条例と一体的に検討を進め、共生条例のゾーニング区分と整合を取った内容となっています。

一方で、県基準は、青森県地球温暖化対策推進計画の内容とも整合させる必要があり、本計画の別冊として策定することとしています。

4 ページを御覧ください。

県の計画では、温室効果ガス削減目標とあわせて再生可能エネルギーの利用促進に関する目標も新たに掲げております。本県においても、地域と共生した再エネ事業の導入促進をさらに進めていく必要があります。

5 ページを御覧ください。

促進区域は、市町村の地球温暖化対策実行計画の区域施策編に明示する必要がありますが、その策定済み市町村数の状況は御覧のとおりです。促進区域の設定については、県内では設定がまだありません。

また、国の脱炭素先行地域に選定されている自治体は佐井村のみとなっております。

県として、地域と共生した再エネ事業を促進するためには、まず市町村に実行計画を策定した上で、促進区域設定を検討していただく必要があります。

参考の部分になりますが、県では、市町村の実行計画策定や促進区域設定を後押しするための事業も合わせて行っております。

今回の県基準策定と合わせて、市町村の脱炭素の取組を促進し、地域と共生する再エネ事業が本県でも進んでいくよう支援していきたいと考えております。

6 ページは、参考として全国の実行計画等の策定状況となっております。

7 ページは、前回も御覧いただきましたが、地域脱炭素化促進事業制度の概要をまとめたポンチ絵となっています。

8 ページを御覧ください。

地域脱炭素化促進事業制度の流れをまとめています。

今回の県基準の検討は②の部分です。地域特性に応じた環境配慮の考え方などを明らかにし、県の計画の別冊として策定することとなります。

この県基準に基づいて、③のとおり市町村が促進区域を設定します。この促進区域についても、市町村の実行計画に位置づけることとなります。

④において、事業者が地域脱炭素化促進事業の計画を市町村に申請することとなりますが、環境保全のための取組や地域が受けられるメリットについて合意形成が図られた計画

について、⑤において市町村がその計画を認定することとなります。

9 ページを御覧ください。

地域脱炭素化促進事業制度において、国や県、市町村の役割等を図示したものになります。

10 ページを御覧ください。

国の基準について記載しています。

まず、促進区域から除外すべき区域、考慮すべき区域として、法令等に基づいた区域設定を明示しています。

考慮すべき事項として、はっきりとエリア設定できないが、事業を計画する上で、配慮が必要な事項を明示しています。

11 ページを御覧ください。

本県基準案についてです。

まず、適用する再エネ種別は太陽光発電と風力発電となります。これは共生条例と同じです。

次に（２）、区域の考え方については、除外区域と考慮区域を設定します。そして、それぞれの区域は、共生条例の保護地域と保全地域と同一のゾーニングとなります。

それから（３）には、明らかにエリア設定できないものについて、環境配慮事項として明示します。これは共生条例のガイドライン等と整合することになります。

12 ページを御覧ください。

除外区域と考慮区域は御覧のとおりです。

先ほども申し上げましたが、共生条例の保護地域と保全地域と同一です。参考として、青字、緑字で国の基準での取扱いを示しています。

13 ページから 18 ページは、促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項となります。環境省のマニュアルやハンドブックを参考として、本県において促進区域を設定する際に考慮が必要となるものについて整理しております。

例えば 13 ページの区分 1 は、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生として、まず自然・地域との共生が可能となる区域設定となるよう、適切な条例に基づく手続を行うよう求めています。

19 ページと 20 ページは、参考まで他府県の基準策定状況を記載しております。

最後に 21 ページを御覧ください。

この県基準については、様々な状況の変化など必要に応じて見直して参ります。また、今後の方向性として、地域と共生した再エネの導入に向けて、県としても各市町村を支援していくことが重要と考えておりますので、令和 7 年度以降もこのような形で市町村による脱炭素の取組を支援していきたいと考えています。

今後のスケジュールについては、記載しているとおりです。

資料 2-1 については以上となります。

(神本会長)

それでは、県基準案について検討したいと思います。

まず、私の方から一つ確認したいのですが、今回の県基準あるいは共生条例の対象は、太陽光発電と風力発電となっています。また対象となる規模要件も示されていますが、これより小さいものの取扱いについて、御説明をお願いします。

(事務局)

今回、共生制度検討の発端は、大規模な風力発電計画が地域のトラブルに発展したことにあります。

共生制度においては、まずは、自然環境や地域への影響が一定規模の大きいものについて、自然保護の仕組みと地域合意の仕組みを作ることを目指して検討をスタートしています。

一定規模という考え方においては、環境影響評価手続が必要な規模というものもあり、それはかなり大規模な事業となります。共生制度では、それよりも対象となる規模、基準を大きく下げ、風力 500kW、太陽光 2,000kW とし、制度の対象となる事業範囲をかなり拡大しています。

小規模なものまで全て対象とする場合、制度構築に当たっての検討が様々必要になってきますので、まずは一定規模以上として対象規模要件を設定しています。小規模なものについては、状況を踏まえながら検討していきたいと考えています。

(神本会長)

ありがとうございました。

菅委員、お願いします。

(菅委員)

適用する再エネの種別、太陽光発電と風力発電で、洋上に設置するものは除くとありますが、洋上の風力発電を除外する理由や立地する場合の対応はどのようなになっているのでしょうか。

(事務局)

洋上風力については、ルール整備のための個別の法律として再エネ海域利用法があり、それに基づいて設置手続きが進められますので、今回の検討の対象から除いています。

(菅委員)

ありがとうございます。

(神本会長)

須藤委員、お願いします。

(須藤委員)

9 ページですが、県が基準を設定して、その後、市町村が促進区域を設定していくという流れの図になっていますが、地域住民の方々がそのことをしっかり把握して、合意した上で進められることが今回大事なポイントだと思います。緑で囲ったところ、協議会は必ず設置すべきものだと思いますので、ここをスタートラインにして概念図を示した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今の御意見は、協議会から検討がスタートして、それを踏まえて市町村が区域設定するという流れがわかるように、フロー図を見直してはどうかという御趣旨でよろしいでしょうか。

(須藤委員)

そのとおりです。

このままだと市町村がいきなり設定するような形に見えますので、その辺りを見やすくした方が良いと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。

市町村が設定する際、協議会での検討は必要であり、それを踏まえて区域設定することになりますので、今後の示し方を工夫したいと思います。

(神本会長)

それでは次に折田委員、お願いします。

(折田委員)

今回の議題について、一番の目的を確認させてください。これは再エネ導入の促進と考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(折田委員)

それでは今までどこに苦労があつて、今回これら設けることによって、どのように再エ

ネ導入が円滑になるのか教えてください。

(事務局)

地域脱炭素化促進事業制度は、現状として、全国でもその活用があまり進んでいない状況にあります。一方で、再エネ導入については、先ほど申し上げたとおり立地地域において様々な問題が起きています。そういったことを背景に、まず地域自身が、促進すべき区域や、逆に再エネ事業を行うには適当ではない区域を予め示すこととし、その設定の際には、先ほど須藤委員からもお話がありましたが、協議会など地域住民や関係者による検討が必要となります。

このように地域自らが区域設定に関わることで、再エネ導入がこれまでよりもスムーズに進んでいくのではないかと。そのような仕組みを作ることが目的となっています。

すでに設定されている国の基準と、今回の議題となっております本県基準により基本的な区域設定の考え方を示し、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう促すものとなっています。

(折田委員)

分かりました。

再エネの促進についていきなり全ての県民の方々に理解してもらうのも難しいことです。このようにゾーンを決めるプロセスがあることをきっかけに、地域住民の方々に自分ごととして捉え、理解していただくというようなイメージでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。まず、ゾーンを決める、促進区域を決める段階で、その地域の方々にはあらかじめ検討に加わっていただき、御了解をいただいた上で区域の設定が行われます。

従って、まずは地域住民の皆様の理解が大前提です。再エネ導入全体の必要性については、県民全体に対して理解を深めていく必要があると考えています。

(折田委員)

ありがとうございます。よく分かりました。

(神本会長)

それでは葛西委員、お願いします。

(葛西委員)

今回の制度設計の背景、考え方については、これまで社会経済的にも多くの課題があったということは事実だと思うので、それを乗り越えるという意味では、非常によく整理された

制度になっていると思っております。

大事なことは、再エネ事業者と市町村・地域が、本当に上手くコミュニケーションをとれるようなプラットフォームを作れるかということだと思います。そういった意味では、合意プロセスの運用など、今後制度を動かしていく上で課題も出てくると思うので、是非、県においては、実効性を高められるような取組を期待しております。よろしくお願いします。

(神本会長)

三浦委員お願いします。

(三浦委員)

今朝の毎日新聞を見て驚いたのですが、温室効果ガス削減について、2030 年度までに 46% ではもう間に合わないという記事が出ていました。2050 年度にゼロカーボンを達成するためには、直線的に下がっていったとしても、2035 年度には 60%、2040 年度には 73% 減らさないといけないそうです。

資料の 4 ページにあるとおり、青森県は 2013 年度比 51.1% 削減というとても積極的な目標を掲げていますが、私たち地球温暖化防止活動推進センターの活動の中では、なかなか理解されていないという実感があります。

ゾーニングについてはもちろん基本的なこととして必要ですが、2030 年度に 51.1% 削減はもちろん、2035 年度までに 60%、2040 年度までに 73%、どうやって減らすのか？ということと言い続けなければならないと感じます。地域住民の人たちは、景観とか野生動物にはとても関心を持っていると思いますが、一方で、地球温暖化について、どうやって温室効果ガスを減らすのかというところまで思いが至っていないと感じます。

この共生制度の周知と併せて、そのような啓発活動も非常に重要となりますので、是非お願いしたいと思います。

(事務局)

普及啓発については、おっしゃるとおりだと思います。仕組みづくりと併せて、県民への理解促進だとか、取組への県としてのサポートも進めていきたいと思っています。

先ほど折田委員からの御質問でこの事業の目的をお答えしましたが、1 つ加えたいと思います。再エネ導入の促進、それから自然環境の保全、それに加えて、再生可能エネルギー資源を地域資源と捉えて、地域の活性化に繋げるということも地域脱炭素化促進事業制度の目的でございますので、そこも踏まえて、市町村と連携して、県としても取り組み、再エネ導入促進を図っていきたいと考えています。

(神本会長)

ありがとうございます。

重委員、お願いします。

(重委員)

資料８ページにおいて、市町村がまず促進区域を設定するとなっていますが、まだ県内の市町村では、促進区域の設定がないということです。

複数の市町村をまたがる再生可能エネルギー事業もあるかと思いますが、そういった市町村の促進区域設定に係る県の調整や支援、あるいは技術的助言というのが大切になると思います。

また、合意形成の場づくり、協議会設定においても、県が市町村と一緒に取り組む必要があると感じていますので、今後の取組においてはそのようなことに留意していただくと、まさに地域脱炭素化促進事業制度の活用につながると思います。

(神本会長)

ありがとうございました。

12 ページの県基準（案）ですが、緑字のところ、例えば、国立公園、国定公園の第２種、第３種は、国の基準では考慮すべき区域です。再エネの導入促進のために国において基準を緩めた経緯がありますが、本県の基準（案）では除外区域、保護区域となっています。

有識者会議において様々な御意見、議論もあったと思いますが、どのように調整されて、このようなゾーニング案となったのかお伺いします。

(事務局)

おっしゃるとおり、有識者会議で様々な立場の委員の方々から多くの御意見をいただきました。

国による規制と同じものとして、条例で新たに設定しなくても良いという考え方もございます。

保護すべき区域としてここが適当か、適当でないかということについては、県としての考え方を可視化するという事で検討しました。特に国立公園、国定公園の第２種、第３種、緑字になっている区域は、言ってみれば、保護という考え方を国よりも強く打ち出しているということになります。委員の皆様の御意見を伺いながら、これらについては、保護地域として適当としたところです。

一方で、もっと保護地域としても良いのではないかという御意見もありましたし、神本会長からも御指摘があったとおり、保護と促進のバランスを考えたとき、かなり厳しいものとなるので、その区域は保全地域とするのが適当であるとか、様々な検討を経て、このようなゾーニング案としてお示ししたところです。

(神本会長)

保全地域は共生区域としての認定があれば事業実施が可能となりますが、保護地域は最初から事業を計画できない地域としていますよね。そこは相当厳しい議論があったのではないのでしょうか。

(事務局)

ゾーニングについては、今回お示しした考え方がずっと固定されて続くのではなく、自然的、社会的状況を踏まえながら見直しをしていく、そのような制度が望ましいという御意見を有識者会議からもいただいていますので、状況の変化により、必要に応じて見直しはあり得るものと考えています。

(神本会長)

ありがとうございました。

これで最後にしますので、千田委員お願いします。

(千田委員)

市町村が区域設定などの合意形成のためのプロセスを実施する際に、複数の市町村にまたがったり、地域住民の方々からいろいろな意見があったり、なかなか決まらないこともあると思うのですが、そのような場合は県の方で調整するのでしょうか。

(事務局)

様々なケースがあると思いますが、市町村の求めに応じて、協議会に県が参画するということも想定しています。基本的には市町村が協議会の設置を行います。複数の市町村にまたがる場合などは、県も参画しながら検討を進めていくことになろうかと思います。手法については、検討を続けているところです。

(神本会長)

ありがとうございました。

他にも御意見などございましたら、後で事務局にお送りいただければ対応しますので、議事の4つ目に入りたいと思います。

本協議会委員に新たに就任された重委員から、「地域脱炭素実現に向けた地方公共団体の取組について」と題して、御自身の研究なども踏まえて話題提供があります。今後の地域脱炭素、地球温暖化対策の参考となるかと思いますので、重委員、よろしくお願いします。

(重委員)

新たにメンバーになりました、八戸高専の重と申します。よろしくお願いします。

少し自己紹介させていただきます。

私、本年4月から八戸高専の教員をやらせていただいておりますが、3月まで、約20年以上、公務員として生活しておりました。2001年にまず環境省に入省し、地球環境問題や環境問題に取り組んできた後、岩手県庁で約20年間、仕事をしておりました。

その間には、先ほど事務局からお話があった脱炭素先行地域に選ばれた岩手県久慈市への出向経験もありまして、国、県、市、それぞれの行政経験を持っております。

それでは、本日は、国際的な話でも国全体の話でもなく、地域の脱炭素をどのように進めていくかについて、話題提供をさせていただきたいと思います。

このスライドは、地域のエネルギー収支について表したものです。赤の色が濃いほど地域内総生産に対するエネルギー代金の比率が大きいということで、エネルギーの赤字が大きいことを表しています。

青森県を見ると、ほぼオレンジか赤の状況が見られると思います。

発電所のある地域は青色となりますが、多くの地域はエネルギー収支については赤字で、せっかく一次産業や観光、製造業などで稼いでも、エネルギー代金として流出してしまっているという現状です。

次のスライドは、再生可能エネルギーのポテンシャルを表したものです。青いほど、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きく、赤いほど小さいことを表しています。

青森県は、ほぼ青色の部分の大きいことが分かります。

これは、国が公表している資料ですが、右下の青い囲みに書いてありますとおり、域内の再エネがエネルギー需要を上回り、地域外に販売し得る地域となっています。

一方、上の方では、単にエネルギーを供給するのとだけとあり、ここに大きな違いがあると思います。すなわち、ただエネルギーを供給するのではなく販売することで、この地域、青森県に利益をもたらすことが可能となるということが重要であると思います。

次のスライド、青森県の所得循環構造の図を御覧ください。

県民総生産4兆4千億円余りとされていますが、中央下、⑫に示されているとおり、エネルギー代金として、この3%に当たる1,330億円が毎年地域外に流出しています。

先ほど述べたとおり、エネルギーを販売していくことで、このエネルギー代金の収支が改善されることになります。

これまでは、地球環境保全、特に地球温暖化対策を進めなければならないという大きな目標を掲げて様々な取組を行ってきました。勿論、これによって省エネを進め、エネルギー代金の赤字を改善することができます。そのような考え方も非常に重要であります。

一方で、このようにエネルギー収支という捉え方で見ること、再生可能エネルギーを活用しながら、地域社会をより良いものにしていくという考え方もできるのではないかと考えています。

次のスライドを御覧ください。

これは、地域脱炭素に関する地方公共団体の取組の1つとして、脱炭素先行地域という国の取組が行われています。これまでに全国で82提案が採択されており、東北地方では11提

案、青森県では佐井村が採択されています。

次のスライドを御覧ください。

地域脱炭素に関する地方公共団体の取組として、これら脱炭素先行地域はどのようなことが行われているかについてですが、個人の住宅への再エネ設備導入への手厚い補助が国からの交付金を活用して行われています。太陽光発電は、例えば青森県佐井村や、岩手県紫波町、久慈市においては補助率3分の2で導入促進が行われているほか、蓄電池は4分の3という高い補助率となっており、脱炭素先行地域に住む住民の方々は、経費の負担軽減を受けて再エネ設備を設置することができます。

このような支援を受けられることが、この脱炭素先行地域の非常に重要なポイントであると捉えています。

脱炭素先行地域への応募は、市町村が主体的に取り組むことが求められていますが、県はどのように関わっているのか簡単に御紹介します。

これは岩手県釜石市の資料でございます。

釜石市は、直近の脱炭素先行地域に選定されましたが、共同提案者として、企業や漁協、金融機関、大学のほか、岩手県庁も入っています。

次のスライドを御覧ください。

岩手県がどのように釜石市の取組に関わっていたかについて、それぞれヒアリングしたところ、県は普段から市に対して、脱炭素先行地域の応募の意向などを照会して情報収集を行ってきました。

その中で、市から県に対して、脱炭素先行地域に応募する方針であることを情報共有し、共同提案者として参画してほしいとの打診があったそうです。

共同提案の内容としては、地域住民の行動変容に向けた取組である釜石市デコ活支援センターを設置について持ちかけたところ、県も参画することを決定し、この応募に至ったことです。

県の役割としては、市町村との方向性の共有、情報共有などを行うとともに、市町村の求めに応じて、検討段階からメンバーとして参画していくことなどが考えられます。市町村や大学、金融機関、企業などとのつなぎ役としての役割が大きいと思われます。

次のスライドを御覧ください。

これは、高知県の事例でございます。

高知県では、市町村と連携して財政支援や情報共有、計画策定や交付金採択への支援、普及啓発への支援、協力などが行われています。

県、市町村の課題としては、財源不足、情報不足、マンパワー不足などが挙げられており、これらは高知県に限らず、全国、青森県でも共通の課題だと思いますので、こうした対策は参考になるのではないかと思います。

次のスライドを御覧ください。

地域脱炭素を進める一つの方向性として、地球温暖化防止活動推進センターの役割も重

要であると考えます。これは、静岡県地球温暖化防止活動推進センターの資料ですが、全国のセンターとのネットワークを有していること、地域を知っていること、各主体を中立的につなぐ役割を持っていること、など、ここに書かれているような強みを生かしていくことが望まれています。

次のスライドを御覧ください。

最後に、本日の資料２－１で事務局から説明のあった地域脱炭素促進事業制度について、先行して取り組まれている富山県の氷見市の事例を紹介します。

氷見市では、市内遊休地を促進区域として設定しました。

事業の実施事業者は、市や地元の商工団体、金融機関、北陸電力などが出資した、氷見ふるさとエネルギー株式会社です。

この取組で注目すべきは、計画の主な内容のところにも書かれておりますが、地域の脱炭素化のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組、地域の環境の保全のための取組がそれぞれ明確に示されているところです。

すなわち、最初に私が申し上げたエネルギー収支の改善というのは、ここに書いてある地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組につながっていくと思います。

また、先ほどの事務局の御説明にもありましたが、再生可能エネルギーについては、地域環境への影響を心配する声も少なくないと思います。そのため、地域の環境の保全のため取組が明示されているということが大事だと思いますし、県としては、こうした市町村と共同歩調を合わせていくことに必要な支援を行っていくことが大切ではないかと考えているところです。

以上、今後、青森県において地域脱炭素実現に向けて取り組むための方向性について話題提供させていただきました。御清聴、ありがとうございました。

(神本会長)

重委員、ありがとうございました。

委員の皆様から御質問等ございましたらお願いします。

折田委員、お願いします。

(折田委員)

釜石市のプロジェクトの資料で、共同提案者がとてもたくさん記載されていますが、やはりこれだけの事業計画を進めるためには、これだけの地域の広がりといいますか、沢山の企業、大学、金融機関がこれぐらいの規模で関わるというのが一つの目安になるのでしょうか。

(重委員)

釜石市になぜこんなにたくさんの共同提案者が入っているのか聞きましたところ。公募回数が進むにつれて、国の選定基準といいますか、国が求めるものが大きくなっていったと

ということのようです。より多くの団体と連携しているか、また、県とも連携してしっかり進めていくのかということも選定に当たっての評価につながるということで、共同提案者として一緒に取り組んでももらえないかと様々な機関に声をかけたと聞いています。

実際にそれぞれプロジェクトを進めていくとなると、誰が主体的に携わるのかということについては、やはり仕組みとしては、市が中心となって進めているとのことでした。

先ほど折田委員がおっしゃったように、これだけ多くの主体をつなぐ場づくりをはじめ、共同提案者と連携していくに当たっては、市も相当、負担になっていると思いますので、先ほども申し上げたとおり、つなぎ役としての県の役割が期待されると申し上げたところで、以上でございます。

(折田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(神本会長)

それでは、私からも一つ御質問させていただきます。

今日の話題提供のテーマは地方公共団体による取組でしたが、例えば、複数の自治体と一緒にあって取り組んでいる優良な事例がありましたら御紹介していただければと思います。

(重委員)

複数自治体による取組としては、脱炭素先行地域で申しますと、西日本の方では複数自治体による共同提案をされている事例が多くみられています。

九州地方では、福岡県北九州市ほか17市町ですとか、そのほか、三重県の度会町ほか5町などの事例がございます。

ただ、この共同提案についても、北九州市が中心となってイニシアティブを取っていらっしゃると思います。

一方で、そういった市・町をつなぐ時に、どちらが主体になるか、声をかけていくかなどの調整があると思います。釜石市へのヒアリングでは、市が隣町に声をかけて一緒に組むというのは、なかなか難しいところがあるという話をされていました。

そういった課題が、県もしくはこういったつなぎ役を担う機関が仲介役として入り、一緒にやってみませんか？という問いかけをすると、調整に入ることが必要ではないかと考えています。できるだけ複数自治体が組んだ方が地域脱炭素を進めるには効果的ですので、そういったことはあり得ると思います。以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

三浦委員、お願いします。

(三浦委員)

東北ブロックを見ると、秋田県・秋田市、大潟村とありますが、全て日本海側ですが洋上風力と関係があるのでしょうか。もし分かれば教えてください。

(重委員)

私も詳しくは承知していませんが、秋田県・秋田市は、下水道資源に関連するプロジェクトであったと思います。

大潟村については、村内のエリアでのプロジェクトですので、洋上風力とは特に関連がないと理解しておりました。

(三浦委員)

ありがとうございます。

(神本会長)

重委員、ありがとうございました。

最後の議事、その他としまして、本日、説明がございました事項、それに関連すること、そのほかどのようなことでも結構です。何かあれば御発言いただければと思います。

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本日は様々な視点から意見が出ましたので、事務局において各委員からの意見等を踏まえながら、今後の検討を進めていただきたいと思います。

最後に事務局から今後のスケジュールについてお知らせください。

(事務局)

今後、この県基準案について、様々ないただいた意見を整理し、12月以降にパブリック・コメント、市町村への意見照会を行った上で詳細を詰めて参りたいと思います。

共生条例との調整もございしますが、令和6年度中に策定しお示しできるよう進めて参ります。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事は終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

神本会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様にも様々な貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

今日御説明した温対法に基づく県基準の策定はじめ、地域脱炭素の取組が県内の市町村において着実に進められるように、県としてもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様には、県の地球温暖化対策に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和6年度第2回青森県地球温暖化対策推進協議会を終了します。

本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございました。